

# 西魏時代の敦煌計帳戸籍（スタイン漢文文書第六一三号）

## に関する二・三の問題

西村 元 佑

【要約】 さきに山本達郎博士が発表された、スタイン漢文文書第六一三号（西魏時代の計帳様文書）は、博士の精緻な研究によつて、その様式・内容があまりかたにされ、学界に貢献するところは実に大きかつた。今回わたくしは博士の研究にもとづいて、つぎの二・三の問題を考究した。①本文書における二つの記載様式（A・B二種）について考え、A種を戸籍、B種を計帳と推定した。②本文書中の課戸・不課戸・台資戸の内訳と丁数について、一応の算定を試みた。③本文書にみえる課口・課戸・不課戸・課見輪等の語は、唐代において汎用される用語であるが、その意味内容は西魏と唐とで異つている。この解釈の相違から、劉文成戸のように不課口のみ戸が、課戸となるような事態を招来していると考えた。

### 緒 言

大英博物館所蔵スタイン将来漢文文書第六一三号は、もともと計帳または戸籍として、一連の文書形体をととのえたものであるが、これをバラバラに切りはなし、さらにその一部をとりのぞいたまま、順序もまちまちにつきあわせ、その紙背を仏教経典の書写に使用したものである。この厄

介な文書を、先年、山本達郎博士が研究され、文書の本来の姿や、記載内容をあまりかたにされたことは、まことに驚嘆に値するものであつた。①この文書は、中国西魏時代の計帳戸籍で、従来、北朝時代の均田制関係古文書が、全然見当らなかつただけに、この文書の研究が、学界に貢献するところは実に大であつた。その後わたくしは本文書について考えてみた結果、本文書の内容および本文書と唐代戸籍

との關係等について、二・三氣付いたことがあり、今回これらをまとめて学界諸賢の御批正を仰ぐこととした。小論はもとより山本博士の高論に導かれて出来たものであるから、博士がすでに明確にされたことを、さらに重複して蛇足をええることをなるべくさけた。そのため文書の全文や、成立年代、それから記載内容に関する諸事項など、一切周知の事実として論をすすめたので、本論を理解していただくには、山本博士の高論をあわせ読まれんことを切望する。

### 一 不課戸・課戸の戸等と戸数

緒言にことわつておいたように、本論の資料であるスタン漢文文書第六一三号の全文は省略し、論述の必要に依りて適宜に引用することとした。そのため論をすすめるにあつて一・二の予備事項を簡単にのべておこう。本文書は西魏大統十三年に出来たと推定される西魏の計帳または戸籍の一部分で、その原形はおそらく蘇綽によつて考案されたものと思われる。本文書の様式には二種類あり、山本博士はその様式の相違によつて、A種文書とB種文書とに分類された。A種文書は戸籍またはその写しと考えられる

もので戸口記事を主体としており、B種文書はこれら三三戸の一群を総括して、その戸口・税役・受田等を集計したものである。A種文書には残欠が多く、全体のうちの一部分を留めるにすぎないが、B種文書は初頭の一部を欠くのみで、その他は完全であり、これによつて本文書をつらぬく税役・受田の内容を推定することが出来る。したがつてB種文書を主体として考える時、A文書の残欠した部分の概略もある程度推測がつくので、これらによつて当時の税役制度の大体が察知出来る。

さてわたくしはまず第一節において、本文書のなかにある課戸・不課戸の戸数と戸等、および丁数等についての考えをのべることにする。

B文書の受田集計記事のはじめには

戸 六 足  
口 六 男 隆 老 中 小  
牛 一 頭

とある。この記事が受田記事の初頭におかれたのは、その第一行目に「戸六足」とあるように、この六戸の応受田が、すべて充足されているためである。<sup>③</sup>

ところが第二行目に「口六男隆老中小」とあり、おなじようなことは、二分未足の場合にもみられる。すなわち

戸 十三 二分未足

( \*口卅五良は卅四の誤 )

口卅五良  $\frac{\text{口十九男}}{\text{口一隆老}}$

口 十五 丁女

口 一 賤 婢

牛 二 頭

となつてゐる。両者を比較すると、(賤・牛のことは除外する)前者では、男口六人を隆老中小とするに對し、後者では、男口のうちを丁男一八人と隆老一人、女口を丁女五人に分類してゐる。これは前者の場合が、六戸ともに、丁男・丁女を一人もふくんでいないことをしめすものである。丁男・丁女に受田資格のあることはいうまでもないが、老小に受田されるのは、本人が戸主である場合にかざられてゐる。したがつて戸六足の場合はいずれも、老小戸主であつたと考えられ、したがつてこれらはすべて不課戸とみられる。また二分未足のなかにみえる口一隆老も、当然、隆老戸主と解され、また受田記事の最後にみえる無田の老

女も、受田資格をもちながら、無田となつてゐる場合であるから、これらの老小寡戸を合計すると、八戸の不課戸を抽出することができる。

つぎにB文書の調布麻の記事、および税租の記事をみると、布は五匹臺資、麻は十斤台資、税租は五石臺資口計丁床税となつてゐて、臺資は丁床単位で税を負担し、五丁床あつたものと考えられるから、一応五戸の臺資戸を計出することができよう。<sup>④</sup>

つぎに課戸上であるが、A文書の配列順序をみると、右から(12・13・14・17)とつづいてゐる第一群<sup>④</sup>は、課戸上ばかりである。ところが前後につづかない(16)は、文書面では戸等記事を欠いてゐるが、その租額をみると、これは課戸上のものである。すなわち、当戸は「口四課見」で、その内訳は二丁男・一丁妻と一丁婢であり、租額は

計租六石四斗五升  $\frac{\text{四石二斗租}}{\text{三石七斗五升良}}$

二石二斗五升折輪草四围半

となつてゐる。これを、この文書にあらわれた租額の一

課戸税額一覽表(第1表)

調	租		調租		良・賤・牛			
	折租額	全額	の内	戸等				
麻	布	一石七斗五升	二石	上	良口(男女一丁当)			
						七斗五升	一石	中
一丈	四斗	五斗	五斗	(一丁当)	賤			
						八両	一斗	五斗
二尺	五斗	五斗	五斗	(一頭当)	牛			

般原則にあてはめると、課戸上の租額になる。いま参考のため良・賤・牛を通じての、租調の一覽を第一表にしめし  
ておこう。

さて右によつて(16)が、課戸上に所屬するとした場合、A文書にあらわれた課戸上は、劉文成・侯老生・其天婆羅門の三戸を数えるが、さらにいまもう一つ(16)を加えると、合計四戸となる。この四戸の戸口内訳をみると、老小等はしばらく措くとして、丁男六・丁女四を数えることができる。

つぎにB文書によつて、戸口集計をみると、課口の部で

は、課戸上は丁男六、丁女三となつてゐる。

A・B両文書が相互に関連するものであることは、山本博士がすでに説明されたところであり、これには疑をさしはさむ余地はないから、両者が表裏の關係にあるという前提のもとに考えをすめてゆく。そうした場合、A・B両文書の記事を対照すると、課戸上の丁男はともに六で、完全に一致するが、丁女はA文書が四であるに対し、B文書では三で、一人不足をきたす。このような場

合、B文書のような集計記事よりも、さらに第一次的、具體的なA文書の記事の方が、信頼度が高いとみられるから、一応、A文書の記事が正しく、B文書のそれは、なにかの誤りではないかと考えられる。しかしこれは誤記というよりも、なにかそこに別の事情が伏在して、故意に丁女を一名減少して記入したと考えられないこともないのであるが、これについては次節において後述することにして、いまはふかかたちらないことにする。いづれにしても、A・B両文書を対照してみた結果では、課戸上に関するかぎり、A文書にあらわれた四戸の戸口は、すでにリミットに達し

ており、課戸上はA文書にみえる四戸しかなかつたことがわかる。

そこで応受田戸三三のなから、以上一七戸をとりのぞいた残りの一六戸は、課戸中と課戸下とに相当する。この一六戸のうち、課戸中と課戸下とがそれぞれ何戸であるかということとは、これを直接決定する手懸りはない。しかし一応の推測をつけることも、無駄なことではなからう。

A文書の記載内容から判断すると、同一の受田率でも（二分未足の場合をいう）、余剩労働力（牛や奴婢など）を所有する場合は、戸等が高くなっている。ところがこのような余剩労働力のあるのは、A文書に関するかぎり課戸上のみで、課戸中にはその例がみられない。そこで課戸中以下には、かりに余剩労働力がなかつたとすると、課戸中と下とを区分する規準は、受田率の足・未足の度合だけにしぼられてくる。もしこの仮定が許されるとすれば、一分未足の七戸が課戸下で、二分未足一三戸のうちの九戸が課戸中ということになる。<sup>⑤</sup>

右において不課戸の戸数と、課戸の戸等別戸数とを推定したのであるが、つぎに、不課戸の戸等別戸数について考

えてみよう。これについて手懸りになるのは、B文書の税租の記事である。すなわち

都合 税租 兩拾肆 餅餅  
拾陸 石 件 餅 輪 租

九石五升上 ——— 四石五升不課戸上税  
五石臺資口計丁床税

六 石 中

一石不課戸下税租

柒餅件餅折輪草拾件田

三石折輪草六田上

四石五升折輪草九田中

とあり、右のうち三行目下（左）の臺資丁床税に関する記事をのぞけば、他はみな不課戸の税租に関する記事である。（右の第四行目に「六石中」とあるのは、「六石不課戸中税租」の省略と考える。）<sup>⑥</sup>

前述したように、不課戸は八戸あるから、右の上・中・下の税租および折租を、八戸に分類するための直接の手懸りはないが、無田の老女一戸が、かりに不課戸下にあたる

不課戸・戸等別税租額一覽表(第5表)(A)

戸等 不課戸上 不課戸中 不課戸下	戸数 二 五 一	税租	
		税租合計額	折租合計額
		四石五斗 六石 一石	三石 四石五斗
		二石二斗五升 一石二斗 一石	一戸当税租額 一戸当折租額
		一石五斗 九斗	

として、上と中とがそれぞれ何戸になるかを考えてみると、上戸を二、中戸を五とするのが妥当であろう。これをもし、これ以外の数に配分すると、税額の割当が不合理になるからである。では右のように配分した場合の税租額をしめすと第5表(A)のようになる。

不課戸の税租額を右のように算出した場合これを課戸の租額と比較すると、丁税・戸税の単位はことなるが、課戸よりも不課戸の方が、割増しになる(不課戸下を除く)ことは第6表にしめすとおりである。

これは一見不審に思われもするが、課戸には、調布麻の負担および役の負担があるのに対し、不課戸には、それらが全免されており、また丁税で

受田しない者が不課であるという均田法上の一般原則は、これによつて崩れるものではない。不課ということと、不課とはことなるものであり、不課戸でも税を負担すべきものであることを、この文書がはつきりしめしている。④

課戸・不課戸・租額および税租額対照表(第6表)

課戸・不課戸 戸等 租と折	課戸		上	中	下
	一丁当	計			
不課戸 一戸当	計	折租	一石二斗五升 七斗五升 二石	一石 七斗五升 一石七斗五升	五斗 五斗 一石
税租	税租	折租	二石二斗五升 一石五斗 三石七斗五升	一石二斗 九斗 二石四斗	一石 一石
折租	計	折租		(A) 二石六斗二升五合 (B) 二石六斗二升五合	一石 一石

なく戸税である点から考えると、不課戸の負担は、課戸にくらべてはるかに軽いとみられる。

ただ不課戸を八戸とした場合、無田の老寡が不課戸下となり、受田しない者が一石の税租を負担することになるのが気がかりだが、

しいまの場合、無田の老寡がどうして一石の不課戸下税租を納入できるかということは、彼女がどうして生活できたかということとともに、疑問として残る。これについては、魏書一一〇食貨志に「孤独癯老篤疾貧窮、自存すること能わざる者は、三長の内、迭いに之を養食す。」とある以外には、なにもわからない。この世に生を享け、一戸を構える以上、無田でも税租の負担は免れ得なかつたか。それとも、これは当然免税であつたかについては、後考をまつるほかはない。

以上のべたところによつて、B文書の受田集計記事と、課戸・不課戸の戸等・戸数との関係を考えて、戸六足のうち、牛一頭をもつ一戸と他の一戸が上戸、その他の四戸は中戸、二分未足のなかにふくまれる老男一戸も中戸、無田の老女が下戸ということにならう。（といつても推測の域を出るものではないが）そこで受田率集計と、課戸・不課戸の戸等別配当を第7表にしめておこう。

なおこれに関連して、その丁数の明瞭にわかつている課戸上・中・下の、戸等別の丁数平均をみると、課戸上は四戸で一〇丁、（男・女をふくむ。ただしこれはA文書によつたも

課戸・不課戸・戸等別戸数一覧表（第7表）

計	合計	戸種・戸等		課戸	計
		受田率	不課戸		
	5	戸六足	戸六三分未足	上中下	上中下
	8	戸十三二分未足	戸七一分未足	上中下	上中下
	20	戸一無田		上中下	計
	33				

ので、B文書では丁女が一人すくない。課戸中は九戸で二九丁、課戸下は七戸で一九丁であるから、一戸当平均丁数は、上が二・五人、中が三・二人、下が二・七一人となる。この場合、戸等の上下と丁数の多少とは、かならずしも対応しない。

これは一見不審であるが、しかし事実A文書のみによつてみても、課戸中は一戸平均三人となつて、B文書をもつて考えた一戸当平均三・二人と略同になる。A文書では、課戸中の部分におびただしい断簡があつて、統計資料としての価値は低いのであるが、それでも右の結果を得

るとすると、このような事実が、当戸籍内の実情であつたと考えても大過ないようである。

この事実から、当戸籍にかぎつていへば、戸等の上下は、受田および動産の多少を、重要な決定要素としていたとみてよいであろう。高戸多丁という語は、唐代においては、しばしば使用される語であるが、当戸籍においては、多丁かならずしも高戸ならずといえる。すなわち丁数そのものよりも、丁数に対応して、物的資財がどのように充足していたかが問題になつてゐる。

## 二 A・B両文書の性格

わたくしは第一節において、A・B両文書をもとにして、一・二の問題をのべたが、これらの文書は、一体どういう目的のために作られたのであろうか。山本博士は、A文書が戸口および均田制度の田土・税役に關する具体的記事であり、B文書がその集計で、両文書がたがいに相俟つて、一連の文書をなしているところから、これを計帳様文書と名付けられた。

ところがその後、曾我部静雄博士は「西涼および西魏の

戸籍と我が古代戸籍との關係<sup>⑨</sup>」と題する論文において、正倉院文書中の筑前国嶋郡川辺里大宝二年戸籍、および下総国葛飾郡大嶋郷養老五年戸籍が、戸口をあげたのちに、戸口統計を行なつてゐる事実を指摘し、これはまさしく、スライン第六一三号文書と同系統のもので、ともに北魏源流の戸籍であるとされた<sup>⑩</sup>。曾我部博士が、本文書を日唐戸籍対照のうえに位置づけようところみられたことは、文書の性格を考えるうえに、一つの指標を与えるものである。前掲の筑前国等の戸籍様式が、唐のものとはちがつており、西魏のものに共通する要素を一部分でももつてゐるとすれば、これはたしかに興味あることである。

これに対し、仁井田陞博士はこの文書を計帳とされ、「唐制との比較の上からはもちろん、日本の奈良時代の計帳の様式内容との比較からみると、私は『計帳様』ないし計帳ということに理由があると考える<sup>⑪</sup>。」とのべ、年月不詳・阿波国計帳、および神龜三年・山背国愛宕郡雲上里計帳を掲げて、山本博士の考えを支持される。

日本の古文書中には、計帳と称して戸口の具体的記事を記載するものがあり、また戸籍と称して戸口の統計記事を



記載したものが有り、したがつてこれらの記載様式のみを手懸として、戸籍と計帳との分界点を明確にすることはやや困難なようである。日本の戸籍・計帳の源流が中国のそれにあることはいうまでもないが、そのもとづくところは様式的にも種々の場合があると考えられ、また日本においては、中国の文書に拠りながらも、かならずしも、その様式をそのまま踏襲したとはいえず、したがつて日本のものをもとにして中国のものに溯及することも、方法的には制約がある。しかしいづれにしても、曾我部博士の戸籍説、山本・仁井田両博士の計帳説は、この文書の性格を考える場合に、多くの示唆に富み、充分傾聴すべきものである。ただここで一考を要することは、本文書が従来学界に多く知られている唐代の戸籍と比較した場合、戸籍というよりはむしろ計帳としての要素を多くふくんでおり、したがつて全般としては、計帳としての性格をもつものであることは事実であるが、しかし周書蘇綽伝によつても、西魏には計帳のみならず戸籍があつたことはたしかである。いま本文書が計帳であるかそれとも戸籍であるかについて、にわかに結論を出すことは困難であるが、わたくしはA・

B 両文書を比較して、一つの仮説をたててみることにしたい。

いま文書そのものに即して考えてみた時、A 文書は詳細な戸口記事であるとともに、当戸の地段記事をもかねたものであるから、戸籍としての要素を十分にそなえていることは事実である。これに対して、B 文書は、ある地域の、いくつかの戸の集団の受田・税役負担等をまとめて集計し

A・B 両文書、記載内容対照表 (第8表)

順序		記載	
		A 文書	B 文書
1	戸口(良賤)の姓名・生年・年令・身分・丁中別。牛の頭数・種類および戸等(上段)	なし	戸口の課・不課別、牛の課・不課別集計
2	戸口の課・不課別集計(下段)	なし	布・麻・租・役の負担額集計
3	当戸の布・麻・租・負担額	なし	受田の充足率の区分と
4	受田口数	なし	受田口数受田の応受・己受・未受額
5	受田の応受・己受・未受額(上段)	なし	受額の集計
6	受田の未足率(下段)	なし	
7	地段記事 居住箇宅	なし	なし

たものである。したがつてこれは当然、A文書が出来あがつてから、これをもとにして、一定の法規に照らして、統計した結果を記載したものである。そこで両文書の性格をあきらかにするため、便宜上、両者の記事内容を列挙して、比較対照すると第8表のようになる。

すなわちB文書では、A文書のはじめにある戸口の姓名・生年・年齢と、おわりにある各人の地段記事および居住箇宅に関する記事(1と6・7)とを欠いており、税役の課・不課、受田の足・未足すなわち均田制の給付と、反対給付に関する集計のみに終始している。すなわちA文書は、各戸別の戸籍としての性格を具えているが、B文書には戸籍としての要素を欠いている。したがつてA文書はまさしく戸籍であるとしても、B文書は戸籍とはいえない。

つぎに両文書の記載内容の同異について検討すると、A文書は各戸毎の具体的記事であり、それだけに記事に対する信頼度は高いとみてよからう。これに対し集計記事であるB文書には、集計上の誤りのおこる可能性がないとはいえない。事実、戸十三、二分未足のなかの記事に

口卅五良	口十九男	口十八丁
口十五丁女	口一隆老	

とある口卅五良は、あきらかに卅四の誤りである。しかしこれはB文書のみのものである。ところがA・B両文書を比較した場合、両者の間に、不一致な点をいくつか指摘できる。すなわち

一 A文書の侯老生の戸にある「牛一頭黒特大」は、当戸の受田集計記事から、二四畝の受田が予定されていることがわかるが、B文書には、これに該当する記事がでてこない。これは全部で六頭の牛があるうち、四頭が課牛で受田しているのに、他の二頭は不課となつているから、おそらくこの不課のなかにかぞえられているのであろう。それでもA文書には、これが課牛となつた場合の、応受田額を算定記載しているのに対し、B文書では、現実に不課であるために、これを削除している。

二 A文書の劉文成戸には、丁男・丁女の規定応受田以外に、二〇畝の余剰応受田が算定されている。これは劉文成が臺資であるため、勲田の応受が予定されているのであ

う。しかし当戸は現在課戸となつていて、税制上では、臺資としての恩典をうけていないところをみると、臺資として雑任役に就き、税租を納入するようになつた場合に、この二〇畝の応受田が授与されるのかもしれない<sup>⑭</sup>。いづれにしても、劉文成戸が所属するはずの、B文書の二分未足の項の応受田集計記事には、二〇畝の余剩田は見出だせない。したがつてこの場合も、A文書に算定されているものが、B文書では、現実にあるがままの事情に即して、削除されているものとみられる。

三 A文書において、課戸上の丁男口数が六、丁女が四であるのに、B文書においては丁男六、丁女三となつていて、丁男数が両者で一致するのに、丁女数はB文書において一名減少している。この場合、一応、B文書の集計上の誤りと考えられもするが、しかし蠲免等の事情によつて、一時不課とされる場合もあり得る。しかしそう考えた場合にも、課戸上の租の集計が、一〇石七斗五升となつていて、男女九丁分の一八石よりも、なお二斗五升すくないことは、あるいは誤記ではなからうか。しかしこれも断言のかぎりではない。

以上、A・B両文書の集計記事に関する不一致の点を指摘したが、これらを通じて共通する点は、A文書に登録されているものが、B文書ではいづれも削除または削減されていることである。このことは、A文書においては、令制上あるべき形がそのまま登録されるに對し、B文書においては、現在あるがままの形、あるいは近い将来にそうあるべき形に修正したうえで、集計されているとみてよいのではなからうか。とすればB文書は、A文書をそのまま集計したのではなく、来歳の課役の集計を、上司に報告するための書類、すなわち計帳ということになる。

西魏の宇文泰は、地方政治にとくに力を注ぎ、六条詔書の第六「均賦役」には、<sup>⑮</sup>

其牧守令長。非通六条及計帳者。不得居官。

とのべてある。六条詔書は、蘇綽が大行台度支尚書領著作兼司農卿となつた時、すなわち大統一〇年(五四四A・D)に発布されたものであり、また周書蘇綽伝の記事内容その他から判断すると、計帳戸籍の法が辺境の敦煌地方にまで徹底したのは、おそらく大統一〇年以後のことだろうとおもわれる<sup>⑯</sup>。しかししかれが、計帳を作つたのはこれよりもは

やく、大行台左丞となつた時であり、本伝によれば

〔綽始制文案程式・朱出墨入・及計帳戸籍之法〕。

とある。これは資治通鑑一五七・梁紀一三によれば、梁の大同元年（西魏の大統元年、五三五A・D）三月のことである。通鑑の本文は周書の文と等しく、おそらく同一資料にものとづいたものとおもわれるが、ただその後につけくわえて、

後人多用<sub>二</sub>遵<sub>一</sub>之。

とのべている。胡三省は通鑑本文に注して

〔計帳者。具<sub>二</sub>米歲課役之大數<sub>一</sub>。以報<sub>二</sub>度支<sub>一</sub>。戸籍者。戸口之籍。

と説明しているが、これによると蘇綽の発案した、計帳と戸籍とは、表裏一体のものとして作られたのであろう。そしてこれが、後人に遵用されたというのは、唐代においても行なわれたことをのべたものである。新唐書五一・食貨志には、計帳を説明して

又有<sub>二</sub>計帳<sub>一</sub>。具<sub>二</sub>米歲課役<sub>一</sub>。以報<sub>二</sub>度支<sub>一</sub>。

とのべてあり、胡三省の註もおそらく、この記事をもととしたものとおもわれる。

そして前述したように、B文書の初頭部は、戸口の課・

不課別、男女別集計からはじまると考えられるから、B文

書において欠けているのは、不課口の集計記事の一部のみ

であり、課口以下のすべての記事は完全である。（B文書

の末尾は多くの空白があり、完全なことがわかる。）したがつて

このB文書は、西魏の計帳の、ほぼ完全に近い形と考えら

れ、また当時の税役制度をうかがうために、必要な部分を

そなえた、天与の好資料といえる。六典三・戸部郎中員外

郎の条、自註に、

諸造<sub>二</sub>籍<sub>一</sub>。起<sub>二</sub>正月<sub>一</sub>。畢<sub>二</sub>三月<sub>一</sub>。所<sub>二</sub>須紙筆<sub>一</sub>。裝<sub>二</sub>潢軸帙<sub>一</sub>。皆出<sub>二</sub>当戸内<sub>一</sub>。

口別一錢。計帳所<sub>二</sub>須<sub>一</sub>。戸別一錢。

とあり、戸籍作製の費用は、一人ごとに一錢を徴収するが、計帳のそれは、一戸ごとに一錢であるところを見ると、戸籍に比して計帳の記事が、すくなかつたことを物語つてゐる。三三戸分の計帳が、B文書のようなものであつたとすれば、その作製費が安価ですむ理由も、おのづからあきらかである。

しかしここで一つつけくわえておかねばならないことは、以上によつて、かりにB文書を計帳、A文書を戸籍とした場合、この戸籍は、単に戸口の籍というには、あまりに集



20	一段拾伍 畝口分	城東卅里 兩支渠	東康才	西宋君才	南渠	北渠
21	一段宅畝 唐住蘭宅 戶主趙					
22	端畝	季參拾玖歲	京代夫承戸	不課戸		
23	夫郎七毛	季伍拾壹歲	白丁璧曆二年帳後軍内萌出三座帳後死			
24	男長命	季拾貳歲	小男璧曆二年帳後死			
25	女娘子	季貳拾歲	中女			
26	王	季拾肆歲	小女			

(後闕)

が、その後再調査されたさい、この文書にはあきらかに「大足元年籍」と書かれており、したがってこれは計帳ではなく、戸籍であることをのべられた。これが唐初の戸籍であつたとすると、西魏のA文書と類似の点があり、わたくしがA文書を戸籍とする考えに一つの支柱が得られたようにおもわれる。

しかしわたくしがA文書を戸籍と考えるといつても、これは前述したように、A文書には多分に計帳との相互関連が予測されるから、A文書が戸籍そのものであつたか、それとも戸籍が他に別に存在して、計帳を作るさいに計帳と照合する目的のために、戸籍を写してつて、これに計帳との関連をもたせた集計記事を書き添えたものがA文書となつたのか、これらの点についてはまだ考慮の余地がある。したがってA文書は戸籍そのものか、それとも戸籍に近似した計帳

様文書かについては、いづれとも断定することはできない。この点なお留保して、後考をまつこととしたい。<sup>⑩</sup>

三 本文書における課口・課戸と唐代戸籍における課口・課戸

西魏計帳戸籍においては、課口・課戸、不課口・不課戸の用語が使用されている。課の語を賦役用語として使用することは、隋以前においては概して少なく、魏晉南北朝の正史を通じてみたところでは、課輸・課調・正課・戸課・三課等の用語がかなり使用されているが、しかし租・調・役等の用語を使用して賦役の内容をしめすことの方がはるかに多いのである<sup>⑪</sup>。そしてこのことは、西魏計帳戸籍の直接影響下におかれているはずの周書においても、おなじこととがいえるのである。すなわち周書三・孝閔帝紀、元年三月壬申の詔に

(前略) 租輸未畢者。悉宜免之。

とあり、同五・武帝紀上、保定二年五月庚午の条、山南の衆瑞を記するところに、

南陽宛。三足鳥所集。免今年役及租賦之半。<sup>⑫</sup>

同、建德元年三月癸亥の詔には、

自今。正調以外。無妄徵發。

同六、武帝紀下、建德四年正月壬申の詔には

漕租懸調。兵役殘功。並宜蠲免。

とあるなど、これらは復除に関するものであり、その内容を具体的に指示する必要から、租とか調とか、それぞれの税種目をしめしたため、課という用語で総括的に表現することができなかったという理由もあるが、しかし総括的な用語を使用する場合でも、周書三三、趙剛伝に、

方州生獯。自此始從賦役。

同三五、薛慎伝に

有詔。蠲其賦役。於是風化大行。

とあるように、総括的税役用語としては、「賦役」という言葉を使用している。そして管見ではあるが、周書を通じてみたところでは、右の諸例以外に税役関係用語の使用例を見出すことはできなかった。そしてこのことは、間接的にしか関係をもちえないとはいえ、北齊書を通じてみた結果においてもおなじことがいえる。

ところが降つて隋書になると、税役用語に課の字を使用することがやや多くなり、唐書および唐代史書になると屢

々使用されるようになる。これは一体どういふことなのか。

北齊書は論外におくとして、周書・隋書はともに唐人の撰述にかかるものである。そのうち周書のみがことさらに、

税役用語に課の文字を使用することを回避せねばならぬ理由がなかつたとすれば、これは周書編纂の資料そのものに原因があつたとみなければならぬ。すなわち周代において、課の文字を使用することがあつたことは、本文書のあきらかにしめすところであるが、しかし計帳戸籍用語以外には、あまり使用されなかつたものとみてよいのではなからうか。

その反面、本文書においては、租調負担をすべて課・不課によつて処理しているところをみると、計帳・戸籍においては、課・不課の語が常用されたものとみられる。ことに課口・課戸、不課口・不課戸、課見輸等の用語は、本文書において使用されているものであり、それ以前において、北魏の戸籍に使用されたかどうかは、実物がないためまつたく不明であるから、その資料に徴してあきらかなところでは、西魏の計帳戸籍にその源を発するものと考えられる。

周書二三・蘇綽伝によると、蘇綽が文案程式・朱出墨入および計帳戸籍の法を作つたとあり、これは資治通鑑・梁

紀二三によれば、梁の大同元年三月のことであり、西魏では大統元年にあたる。しかしこれを六条詔書とともに全国に施行したのは、大統一〇年のことらしく、蘇綽伝には十年<sup>⑤</sup>。受<sup>⑥</sup>大行台度支尚書。領著作兼司農卿。太祖方欲<sup>⑦</sup>革易時政。務<sup>⑧</sup>弘疆國富民之道。……

とのべて、そのちに六条詔書をあげ、さらにそののちにおいて

其牧守令長。非<sup>⑨</sup>通<sup>⑩</sup>六条及計帳<sup>⑪</sup>者。不得<sup>⑫</sup>居官。

とのべている。したがつて計帳戸籍は大統一〇年以後において、地方長官を通じて全面的に施行されたものであり、前掲・通鑑梁紀、大同元年三月の条には

綽始制<sup>⑬</sup>文案程式。朱出墨入。及計帳戸籍之法<sup>⑭</sup>

とのべ、胡三省註には、

後人多遵<sup>⑮</sup>用之。

と書きそえている。胡三省のいう後人とは、隋唐の人、ことに唐人を指していることは前節にのべたとおりである。

また資料の実際に徴してみても、課口・課戸、不課口・不課戸等の用語がひろく用いられるのは唐からで、隋ごろから次第に普及したものと考えてよい。すなわちはじめはも

つばら計帳戸籍用語であつたものが、次第に一般官庁用語としても使用されるようになり、唐代では官庁用語律令用語としてひろく使用され、ことに直接その系統を引くものとしての戸籍用語には、当然使用された。

ところで西魏戸籍における課口と、唐代のそれにおける課口とは、その意味内容に相違のあることを注意せねばならない。すなわち西魏における課口とは、A文書の戸口集計記事についてみると、例を侯老生戸にとつてみた場合

戸主侯老生	水西生	年仵拾仵	白丁
妻卽延鵬 <sup>⑯</sup>	丙子生	年仵拾兩	丁妻
息男阿顛	丁未生	年兩拾老	白丁
息男顛祖	辛亥生	年拾柒	中男
息女顛親	乙卯生	年拾參	死
息女胡女	戊午生	年拾	中女
息男息々	甲子生	年肆	小男

課戸上

牛一頭黑特大

計 布一匹二丈

計 麻二斤





二 人 防 閤  
 二 人 虞 候  
 參 拾 両 人 定 見  
 六 丁 兵 卅 人  
 乘 二 人

とあつて、役は雜任役と六丁兵とをあわせて三七人が、すべて丁男の任務となつてゐる。そのうち雜任役をのぞく三二人の役の定見（六丁兵三〇人、乘二人）は、布・麻・租の集計記事における課見輪の丁男三二人と対応する。そこで本文書の税役記事によつて判断すると、布・麻・租の負担額が、ある一定の規準に達するもの（戸等に上中下の別はあるが）は、男女を問わず課見輪の課口とするのであり、この課口のある戸を課戸としたのである。これに対し役負担は、もちろん課見輪の課口に賦課されるものではあるが、男丁のみにかざられ、女丁や賤丁には賦課されず、したがつて課・不課の分界線は、一応役負担の有無によることなく、租調（布麻）負担の有無によつて定められたものとみてよい。すなわち本文書における課口とは、男女を問わず租調の定額を負担するものを意味するのである。そのなか

でも、男丁にかぎつて役負担が附随することはいふまでもないが、役の有無によつて課・不課を定めるわけには行かない。何故なれば役を中心に課・不課を区別すると、女丁の課口がすべて除外されることになるからである。

ところが唐代においては、課口はすべて丁男に限定されるから、課口といえば、租・調・役および雜徭のすべてを負担するものとなり、課の概念には役が当然ふくまれてくる。これは隋書二四・食貨志によれば

煬帝即位。是時戸口益多。府庫盈溢。乃除婦人及奴婢部曲之課。とあるように、隋の煬帝が即位にあつて、女子・奴婢・部曲の課を全廢したことにより、課口が男女・良賤のすべてにわたることなく、丁男のみに限定されることとなり、唐もこれになつたので、課口とは丁男のみを指すこととなり、したがつて課口は租調のみならず、役をも負担するものとの概念規定が成立するようになつたのである。したがつて隋の煬帝以前の課口と以後の課口とは、その負担内容に異にし、したがつて前者においては課ないし課口とは、租調の一定額を負担するもの意であるに對し、後者の課ないし課口とは、租調および雜徭の負担者の意味になる。

すなわち別の言葉でいえば、唐代では賦役四種目のすべてを負担する者が課口なのである。すなわち唐六典に

凡賦役之制有四。一曰租。二曰調。三曰役。四曰雜徭。

とある賦役の全種目が、課口に賦課されることになる。

ところが唐代においては、第四の雜徭を除外して、租調役(庸)の三者だけを賦役の内容とする考えも存在した。

このことはいま当面の課題としている課口の負担内容にも直接関係する事項であり、また従来、唐代賦役内容の四本建・三本建の關係についてとくに專論したものもないので、二・三言及しておく、陸贄は陸宣公集卷二二・中書奏議六、均節賦稅恤百姓第一条に

國朝著令。賦役之法有三。一曰租。二曰調。三曰庸。

としている。また唐令の条文においても、雜徭にはふれず、ことに賦役令においても、課役の内容を租庸調の三者によつて説明している。一例をしめすと、

諸田。有水旱蟲霜<sup>①</sup>為災之処。州縣檢實。具帳申省。十分損四分已上<sup>②</sup>免租。損六分已上<sup>③</sup>免租調。七分已上<sup>④</sup>課役俱免。

とあるのがそれである。すなわち唐代において、律令用語としては課役を租調役(庸)の三本建とする方式があつた

ことはたしかである。

ところでわたくしがいま当面の課題としているのは、戸籍用語としての課口・不課口である。そこで唐代戸籍における課口の負担内容が、三本建であつたか四本建であつたかを検討すると、スタイン漢文文書、第五一四号紙背・大曆四年手実残卷には、

戸主令狐朝俊	年式拾歳	中男	大曆三年帳後逃還附
父	嗣宗	年伍拾玖歳	老男廢疾
母	任	年捌拾壹歳	宜
姉	仙仙	年式拾陸歳	中女
姉	妙紀	年式拾歳	中女
妹	羅羅	年壹拾陸歳	小女
妹	妃妃	年壹拾肆歳	小女
合心受田	壹頃參拾壹畝	參拾捌畝已受 九拾壹畝未受	廿畝永業 十八畝口分

(以下地段記事省略)

とあり、これによると、中男が不課口とされていることがわかる。中男が雜徭の負担者であることは周知の事実であるが、これが不課口とされることは、租調役(庸)以外

の雑徭のみを負担するものを、唐代戸籍においては課口の圏外においたものとみてよい。すなわち唐代においては、律令のみならず戸籍においても、課・不課の分界線を租調役の三者の有無においたことがわかる。

しかしこの場合、注意せねばならないのは、租調役の三者を負担することが課口の標識になるということは、課口に雑徭の負担がなかつたということの意味するものではないことである。すなわち課口は租調役(庸)を負担することにも、蠲免等特別の事情のおこらないかぎり、雑徭をも当然負担するのであつて、課口の全負担は賦役四種目のすべてをふくむものであることはいうまでもない。ただそのうち雑徭は中男にも課せられるものであり、<sup>⑤</sup>丁男のみの負担ではないから軽く取扱われているまでのことである。その理由は租調役の三者が中央官庁の所管事項であるに對し、雑徭のみは地方官庁の所管事項に所屬したためであらう。かくして唐代においては、律令用語または戸籍用語としては、課役・課口等は、租調役(庸)の有無をその標識とすることがあつても、実負担は雑徭をも加えた賦役四種目とすべきである。そしてこのことは、地方的な雑徭催課のた

めに作られた差料簿によつてみるとより明確である。

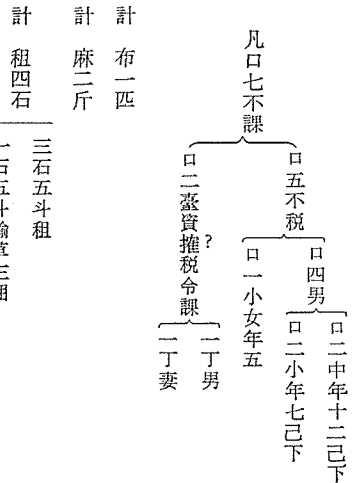
わたくしは先年「唐代敦煌差料簿の研究」と題してベリオ漢文文書第三五五九号を中心とする一連の文書の調査結果を発表しておいたが、<sup>⑥</sup>これによると一県のうちを郷別・戸等別にわけて、男子の氏名年齢を記入し、その下に官名・勲官・品子・白丁・中男・老廢等を書きいれ、さらに雜任役のあるものはその名称をも註記してある。この文書を役負担の面から考えると、雜任役のような特定の番役・長上役の負担者と、白丁・中男のような雑徭負担者とを一覧して、徭役差配の資料に使用できるようにしてある。すなわちこの文書に中男・白丁と記入されたもので、特定の番役長上役をもたないものは、雑徭差配要員なのである。このような文書が唐代に存在したことは、丁男に雑徭の必須であつたことをしめすものである。戸籍面における「白丁」が課口で、当戸における課戸見輪の要因となるものであるのに對し、差料簿における「白丁」が雑徭の要員であつたと考えられることは、前者と後者がそれぞれ中央・地方の所管区分、またはその国家財政上における重要度の差異などによつて区分されることとは別に、税役賦課の対象自体

である白丁・課口そのものについてみるときは、その負担は当然四本建でなければならぬはずである。かくして唐代戸籍にある課見輪の課口は、たとえ官庁用語において、租庸調の三本建が汎用されていたとしても、租・調・役(庸)雑徭の四つを負担したものとすべきである。かくして西魏の計帳戸籍における課口の課が、租調のみを意味するに對し、唐代戸籍における課口の課は、租調のほかには役・雜徭をふくむものとみななければならぬ。

以上、西魏の課口と唐代の課口との意味内容の相違についてのべたので、おわりに西魏文書の課口・不課口に關し、残された問題について一言しておこう。すなわち本文書のA種文書初頭にみえる劉文成の戸が

戸主劉文成 己丑生 年參拾究 蕩寇將軍 課戸上  
 妻任舍女 甲午生 年參拾肆 臺資妻  
 息男子可 乙卯生 年拾參 中男  
 息男子義 丁己生 年拾老 中男  
 息女黃口 水亥生 年仲 小女  
 息男子崧 辛酉生 年柒 小男  
 息男黃口 甲子生 年肆 小男

とあり、当戸の戸口集計記事には「凡口七不課」と見え、そのうち五人は「口五不税」、二人は「口二臺資推税令課」で、これは一戸七人全員が不課口であり、そのなかを五人の不税口と、二人の臺資<sup>1</sup>税口(臺資はB種文書によれば、本来税租を納入すべきものであるから、税口と考えられる)とにわけているのであるから、当戸の二丁(二丁男・一丁妻)は、本来税口であるという意味において、不課口とされるのであろう。しかし戸全体としては課戸上となつてゐる。これは当戸の布・麻・租の納入額が課戸上の額に達している点で課戸とされたものであるに相違ない。当戸の戸主の劉



文成は濫寇將軍で、これは魏書一一三・官氏志によると、  
太和一六年の制では正七品下階、同二三年の制では從七品

上階、周書二四・盧弁伝にある後周官品によると、三命の  
官（從七品にあたる）となつており、これは散官ではあろう  
が、しかし役の免除は当然ともなうものと思われるから、  
唐代における課口の概念からすれば、劉文成が税口である  
かないかは論外におくとしても、役負担のないことからし  
て当然不課口であり、当戸はもちろん不課戸となるはずで  
あるが、たとえ徭役に關係なくとも、租調の全額を支払つ  
ている場合に、課戸とされることは、西魏計帳戸籍におい  
ては、租調負担の有無が課・不課の分界線となつていたこ  
とをしめしている。唐代戸籍においては、このようなこと  
はまったくありえないことであるが、西魏計帳戸籍にはこ  
のような課の使用法のあることが、唐代のそれとちがつた  
一特徴といえる。なお劉文成戸の税と課との關係や、「權  
税令課」の意味など、本文書の稅役記事にはまだいろいろ  
論究すべき問題があるが、これらは別に專論すべき事項で  
あり、紙数の關係もあるから別稿にのべることにした。<sup>②</sup>

## 結 語

以上のべたところを要約すると、(一) スタイン第六一三号  
文書は、二つの異つた様式の文書をふくむが、そのうちの  
A種のは戸籍またはその転写であり、B種のは計  
帳であると考えられる。(二) A種文書中において、課戸上は、  
一部欠けたものもあわせて四戸を数えることができるが、  
これはおそらく課戸上のすべてであろう。また本文書には  
不課戸が八戸あることはほぼ確実とみられ、これから推し  
て、臺資五戸・課戸中九戸・課戸下七戸を計出できる。(三)  
本文書における課戸上の平均丁数は二・五人、課戸中は  
三・二人課戸下は二・七一人で、戸等の上下と丁数の多  
少とはかならずしも対応しない。(四) B文書はその初頭部を  
欠いているが、その他は完全で、これによつて西魏計帳の  
ほぼ完全な形体がわかる。(五) 本文書には課口・課戸、不課  
口・不課戸、課見輪等の用語が使用されている。これは唐  
代戸籍にも使用されているものであり、また唐代には一般  
にひろく使用される用語である。ところが北朝の正史には、  
賦役用語としては課の語を使用することは概して少く、租・

調・役等の用語を使用することの方がはるかに多い。私考するところでは西魏の計帳戸籍にこれらの用語が使用され、これが唐に遵用されたものと思われる。内ところで西魏計帳戸籍における課口とは男女を包含するもので、この場合「課」とは租調を意味し、役を一応除外している。これに対し唐代の課口とは丁男に限定されるから、課口とは租調役（庸）雑徭の負担者を意味する。(4)西魏の課口には役をかならずしもふくまないから、役を免除されているとみられる蓋寇將軍の劉文成戸のように、不課口のみ戸でも、租調の一定額を納入する場合は課戸とされるようなケースがおこり得る。不課口が課戸を構成することは、唐代戸籍にはあり得ないことである。この相違点は西魏と唐との課の内容の相違に由来するものと解される。

① 山本達郎「敦煌発見計帳様文書残簡（上・下）——大英博物館所蔵スタイン将来漢文文書六一三号」。『東洋学報』第三七の二・三号）

② B種文書の終りにある応受田集計記事に、(1)「戸六足」、(2)「戸六三分未足」、(3)「戸十三二分未足」、(4)「戸七一分未足」、(5)「戸一無田」とあるものは、(1)は応受田を一〇〇%充足したものの、(5)は応受田の全然不足するもの。すなわち〇%のもの。

両者の中間にある(2)(3)(4)はそれぞれ、一〇〇%と〇%との間を

三分して、九九%以下を三分未足とし、1%以上を一分未足、さらに両者の中間を二分未足とするものらしい。このことについては山本博士が、昭和三四年三月の東洋史談話会において、「課と計帳」と題して、前論の補正をかねて所見を発表されたなかでのべられたものである。

③ 一戸に二丁床ある場合も考えられるが、いまはかりに五戸と推測しておく。

④ 山本掲掲・(上)二九頁、文書記列表参照。

⑤ 二分未足一三戸のうち、二戸が課戸上、一戸が不課戸、九戸が課戸中とすれば、他の一戸は台資である。

⑥ 「六石中」を「六石不課戸中税租」の省略と考えることは左の理由による。

(一)B文書の税租関係記事には

1 都合 税 租 雨 拾 肆 册 册  
2 拾 陸 石 件 断 輪 租

3 九石五斗上  
4 五石壹資口計丁床税

5 六 石 中  
6 一石 不 課 戸 下 税 租

7 册 柒 册 件 断 折 輪 草 拾 件 册  
8 三石 折 輪 草 六 册 上

四石五斗折輪草九册中

とあつて、第一行目は税租の総括的集計記事である。第二行目と第六行目とは、その内訳を輪租と折輪草とにわけたもので

あるが、そのなかを輪租は上・中・下に三分し、折草は上・中に二分している。そして輪租の上と下には、それぞれ不課戸上税と不課戸下税とがみえるに對し、第四行目のみは単に「六石中」となつてゐる。これを前後との關係からみると、「不課戸中税租」の省略と考えられる。(4)しかし輪租の上には臺資口丁床税がふくまれているので、この「六石中」のなかにも臺資口丁床税の中ともいふべきものがふくまれているか、または中の全部が臺資口丁床税租の中であつたのではないかという疑問もおこり得るが、税租關係記事のなかで臺資口丁床税という記事のあるのは、第三行目のbのみであり、不課戸税租の場合のよう、第三行目のaと第五行目とに、それぞれ不課戸上・不課戸下の税租として出てこないこと、および第三行目のbにある台資口丁床税は「五石臺資口計丁床税」とあつて、臺資口の丁床税はこれがすべてであると解釈されるから、結局、第四行目の「六石中」は「六石不課戸中税租」の省略と考えられる。(5)しかしそうした場合、臺資口計丁床税の一丁床当税額はわづかに一石で、低額のものになり、不課戸上税と比肩するにはあまりに低くすぎることになるが、この場合は税額の高低ということよりも、台資という地位の高さによつて、これを税租上の範疇にいたれたものと思われる。このことは調布麻の項において、台資が課戸上の右側に書かれてゐると同一意圖に出ていると考えられる。(6)つぎに調布麻の記事をみると、臺資の調布麻には上・中・下の別を設けず、これに對し課戸のそれには上・中・下の別があり、しかも調布麻の税額は、課戸の上・中・下およ

び臺資を通じて、すべて同額であることからみると、臺資戸には上・中・下の區別を設けなかつたことがわかる。(6)したがつて租・税租の記事を通じて、上・中・下の戸等區別のあるのは、課戸・不課戸であつて、臺資戸は一応これから除外されたものとみてよい。しかしこのように解した場合、戸等の上下ということが課戸・不課戸を通じて、賦税の面では租のみに關係のあることとなり、租と戸等との關係および賦税における租の性格というものについても、あらたに考えねばならないが、これについては後考を俟つこととした。(7)臺資口計丁床税租を台資丁床税租のすべてと考えた場合、臺資は五丁床と考えられるから、臺資一丁床の税租は一石(臺資一丁当は五斗となる)で、きわめて低額となるが、これは唐代戸籍の事例と對照した場合、雜任役(本文書の雜任役五人は台資の五丁床にあたるものと考える)の就任者、たとえば衛士や侍丁等が、課見不輪の恩典に浴していることは、特定の番役または長上役あるいわは老者の侍養等の關係から、田作に事欠く場合があり得ること、したがつて租調のうちとくに租の減免が行われる場合が多かつたと考えられることも対応するから、臺資口丁床税租の低額なことはあり得べきことと思われる。

以上の諸理由によつて、税租の記事のなかにある「臺資口計丁床税」は台資の税租の全額にあたるものであり、したがつて「六石中」は「六石不課戸中税租」の省略と考える。

⑦ しかしこの税額計出は、無田の老女を、不課戸下にあたるものと仮定したうへの計算で、もしこの仮定が誤つておれば、は



じめから考えなおさねばならない。そこで、無田の寡戸を除外した場合を考えると、(一)、上三・中三・下一とする場合と、(二)、上二・中四・下一とする場合の二つしかなく、そのうち(一)の場合、上の税租が一戸当一石五斗となるに對し、中のそれが二石となつて、辻褄が合わないから、(二)の場合しかないことになる。そこでこの場合の税額をしめすと、第5表(B)のようになる。

不課戸・戸等別税租額一覽表（第5表）(B)

戸等		税租	
		戸当税租額	戸当折租額
不課戸上	二	二石二斗五升	一石五斗
不課戸中	四	一石五斗	一石一斗二升
不課戸下	一	一石	五合

右は無田の老女を不課戸下とした場合に、税租一石の負担が不合理なものと考えられもするから、これを除外した時の計算である。この場合は、不課戸は合計七戸となる。しかしこのように考へることは誤りで、無田の老女を不課戸下とするのが正しいであらう。

⑧ これは当然、均田制下の土地所有問題にも関連することであるが、これについては別の機会に専論する予定である。

⑨ 『法制史研究』七所収。

⑩ 曾我部博士が本文書を戸籍とされる意見は「その後の課役の解釈問題」(『史林』三八の四) および、「均田法の園宅地について」(『史林』四〇の二) においてもみられる。

⑪ 仁井田陞・敦煌発見の中國の計帳と日本の計帳、『中国法制史研究』土地法・取引法、第二部第八章。

⑫ 兩文書の不一致の点については、山本博士がすでに指摘していられる。わたくしはここで、これらの指摘にもとづいて再考した。

⑬ すべての臺資に黠田の応受があつたと考へることはできない。本文書に見込まれる黠田の応受はきわめて少ないから、黠田は臺資のすべてに予定さるべきものとは考へられず、むしろ劉文成のように亂寇將軍の身分をもつ場合に黠田の応受が予定されると考へる方がよいようである。

⑭ 周書二三、蘇綽伝。

⑮ 北史六三、蘇綽伝には、大統十一年となつてゐる。

⑯ 西魏宇文泰の勢力が確實に敦煌方面に普及した時期を、大統一一年と推定することについては、山本前掲、三七の三、九〇頁に指摘してある。

⑰ A文書が戸籍に近い文書であることについては、昭和三四年三月の東洋史談話会で、山本博士が「課と計帳」と題する研究発表を行なわれたさい、別に所見を発表されたと聞きおよんでいる。

⑱ 賦役用語としては、一般に租賦・租調・賦役等の語が用いられ、調のかわりに課の語が使用されたこともあるが、その用例は案外少ないものである。これらのことについては拙稿「西魏時代・敦煌計帳戸籍」(『スライム漢文』文叢第六一三考) における課と税の意義」(『東洋史研究』二〇の一) にもべる予定。

⑩ 同、四月の条にも、租賦の語がみえる。

⑪ 註一五参照。

⑫ 五人の雑任役は、課見輪のなかにはいつていないことはあきらかである。これはB文書の調布麻の集計記事においては、

都合 調 布 参 拾 参 匹 参 丈 捌 尺

卅三匹二丈良

五匹 壹 資  
四匹 二丈 上  
十四匹 二丈 中  
九匹 二丈 下

一丈 賤  
八尺 牛

都合 麻 陸 拾 柒 斤 捌 兩

(十斤 壹 資)

六十七斤良

九斤 上  
廿九斤 中  
十九斤 下

八兩 賤

とあるように、布麻の負担において、壹資はその税額の高下にかかわらず、一般課戸上・中・下とは別に取扱われており、また税租の負担においては「壹資口計丁床税」が五丁床で五石、すなわち一丁床一石というきわめて低額なものである点、壹資の税負担は、課見輪の一般課戸とは異つた範疇にはいつていないものとみなければならぬ。

⑬ B文書の集計記事には、役負担を男丁のみに限定している。

役の内容は雑任役と六丁兵であるから、これ以外の役、すなわち雑徭程度の役は女丁にも課せられたかもしれないが、(女子の就役は、魏晉・南北朝の史書にも間々見受られることである。)ここで役というのは雑役と兵役である。当時はまだ歳役と雑徭の区別がはつきりしていたとはいえないが、兵役が歳役に転化して行くことは、周書五・武帝紀上、保定元年の条に、

改八丁兵。為二十二丁兵。率歳一月役。

とあり、隋書二四・食貨志に、

開皇三年。軍人以二十一成丁。減二十二番。每歳為二十日役。

とあることによつてわかる。また当時兵役と力役とが、かならずしもはつきり区別されていなかったと思われることは、周

書六・武帝紀下、建德四年正月の条に、

遣祖懸調。兵役殘功。並宣芻免。

とあり、同七・宣帝紀、大象元年二月の条に、

山東諸州兵。增二月功。為四十五日役。起洛陽宮。

とあることによつてわかる。したがつて六丁兵の役は兵役・

力役を包含するものと考えられ、また後世の歳役と雑徭を一本にしたものとも考えられる。六丁兵の内容をこのように解した場合、丁男の役と丁女の役とはかなり性格の異つたものとなり、たとえ女子に役があつたとしても、これは後世の雑徭程度のものであるから、一応女子を役から除外して考える。本文書の役の集計記事もまた、そのような意味から役を取扱っているものと思われる。なお六丁兵の役の内容については別稿を用意し

ているので、詳細はそれにゆずる。

⑳ 六典三・戸部郎中員外郎の条。唐会要八三・租税上引旧制も同文。大唐伝載には、四日徭とある。旧唐書職官志には四日課とあるが、これについては疑義が抱かれている。宮崎市定「晋武帝の戸調式に就て」(『アジア史研究第一』二二―二頁参照)。

㉑ 課役と賦役とは同義語であり、課は賦に通ずる。しかし課口の課は課役・賦役をふくむ。

㉒ 唐・大暦四年手実の「戸主令狐朝俊、中男」の記事によつた。池田温「敦煌発見・大暦四年手実残巻について」(上)。(『東洋学報』四〇の二、四七頁)参照。

㉓ 中男の場合に限定していえば、雑徭は戸籍上の不課口にも課

せられるものとせなければならぬ。

㉔ 拙稿「唐代敦煌差科簿の研究」(『西域文化研究』第三・敦煌士魯番社会経済資料下)所収。

㉕ 劉文成は台資であり、本来税租を納入すべき税口≡不課口であるが、「推税令課」という特別の事情により、税を納入せず、一般課戸なみの租調を納入して課戸となつているものと考える。註一八の拙稿。

附記

本論文は昭和三五年度、文部省科学研究費の助成による「中國・北朝時代の税役制度および郷里制度の研究」の成果の一部である。

road of general social progress in our country. This problem is keenly felt in our national experience, lying in the depths of Japanese society, or may-be in the character of Japanese capitalism itself. an active effort to solve this problem has begun.

To historians, therefore, the following problems are offered:

‘What is their historical denouement?’ ‘What are the conditions of their formation, their development, and their disappearance?’

This article clarifies them by focusing attention upon their formation, and treating the contradictions of their creation.

Some Problems on the *Tunhuang Chi-Chung* and  
*Hu-ts'i* 敦煌計帳戶籍 in the *Hsi Wei* 西魏 Dynasty

by

Genyū Nishimura

‘MS s. 613 of Stein Collection in the British Museum’, published in 1954 by Dr. *Tatsurō Yamamoto* 山本達郎, was of great use for students, with its style and contents clarified.

Relying on his study, this article treats the following three problems:

- (1) of two kinds of records in this document (according to his classification, divided in to A and B), one is supposed to be *Hu-ts'i* 戶籍, and the other *Chi-Chang* 計帳.
- (2) calculation of the number of each of the first, second, and third of (*Pu-k'o-hu* 不課戶 and *K'o-hu* 課戶), the class of house unit in taxation in returns.
- (3) classification of *K'o-k'ou* 課口, *K'o-hu*, etc. in this document was extended in the *T'ang* 唐 dynasty, and the terms in the *Si-wei* 西魏 dynasty differed from those in the *T'ang* dynasty: *K'o-k'ou* in the former means a bearer of tax in kind, and in the latter a bearer of taxes in kind and in labor. The regulation of *Hu-ts'i* in the *T'ang* era is not always available in this document for the *Si-wei* period.